

平成 26 年 1 月 9 日

1 月定例所長会見における横村所長挨拶内容

- 所長の横村でございます。
- 新しい年を迎え、本年もどうぞ宜しくお願い致します。
- 福島第一原子力発電所の事故から間もなく 2 年 10 ヶ月となりますが、今もなお、福島県の皆さま、新潟県の皆さま、そして広く社会の皆さまに、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。
- 本日、私からは 3 点お話しさせていただきます。
- まずは、発電所における主な安全対策の取り組み状況についてです。

フィルタベント設備につきましては、6 号機では基礎工事ならびに、基礎に付帯する壁の工事など周辺工事を進めており、今月下旬には本体の据え付けを行う予定としております。7 号機では引き続き本体周辺の配管の敷設や操作盤の設置工事などを鋭意進めているところです。

次に、津波の引き波時に必要な海水を確保するための貯留堰の設置工事についてですが、工事を進めておりました 1 号機、5 号機、6 号機、7 号機において、先月までに本体が完成いたしました。

また、この他として、安全対策に関連する各種資機材を保管するための資機材倉庫について、先月までに1～4号機側、5～7号機側の海拔約35mの高台にそれぞれ設置いたしました。本日、最終的な建築工事の完了検査を受ける予定としております。

安全対策工事につきましては、今後も着実に進めてまいります。

- 次に、6、7号機の地下式フィルタベント設備に関する事前了解願いについてです。

先月24日に、新潟県へ改訂をした「柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉フィルタベント設備の計画概要」を、また、柏崎市および刈羽村へは、地下式フィルタベント設備に係る事前了解願いを提出いたしました。

地下式フィルタベント設備については、既に着工しているフィルタベント設備に加え、自主的に整備を進めてまいります。

設置にあたっては、地元自治体から事前了解をいただき、その後、国へ工事計画の認可申請を提出する予定です。

- 次に、特別事業計画の変更の認定申請についてです。

当社は、一昨年5月に認定いただいております特別事業計画について、先月27日に、原子力損害賠償支援機構と共同で主務大臣（安倍 内閣総理大臣と茂木 経済産業大臣）に対して変更の認定申請をいたしました。

このたびの変更の認定申請は、要賠償額の見通しが増加したことや、昨年12月20日に政府の原子力災害対策本部が決定した原子力災害からの福島復興の加速化に向けた指針を踏まえ、

これまでの特別事業計画を抜本的に見直したものです。

新たな特別事業計画の内容につきましては、主務大臣による認定をいただいた後、速やかにお知らせいたします。

- 最後に、当発電所では、福島事故以降、事故の教訓を踏まえ、様々な安全対策に取り組んでまいりました。昨年7月には新規規制基準が施行され、これを受け、6号機、7号機についての適合申請を行い、現在、原子力規制委員会に審査をいただいているところです。

今後も、この審査にしっかりと対応していくとともに、引き続き安全対策を着実に進めることにより、発電所のさらなる安全性の向上に努め、地元の皆さまから信頼される安全で災害に強い原子力発電所となるよう全力で取り組んでまいります。

- 本日、私からは以上です。

以 上